

射水市役所本庁舎食堂運営・自動販売機設置運営事業者募集仕様書

1 基本的要件

(1) 射水市役所本庁舎の概要

- ① 所在地 射水市新開発 4 1 0 番地 1（大島中央公園東側隣接地）
- ② 庁舎棟概要 地上 6 階、鉄骨鉄筋コンクリート造、1 0, 4 5 0 m²
- ③ 職員数 3 0 0 人程度
- ④ 勤務時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで（うち午後 0 時から午後 1 時までには休憩時間）。ただし、日曜日、土曜日、祝日及び年末年始（1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日まで）は休日。

(2) 食堂

厨房諸室 約 4 9 m²
市民開放スペース 約 1 4 3 m²（共用）

(3) 自動販売機

1 階市民開放スペース横、3・4 階リフレッシュ・コーナーに 7 台程度設置可能。

※設置台数は提案台数を踏まえて協議する。

なお、2 階リフレッシュ・コーナーには、福祉団体等による自動販売機を設置する。

(4) 貸付期間

賃貸借契約期間は、食堂、自動販売機ともに、令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日までとする。

なお、この期間には、食堂の開設に伴う設備の設置、開店準備若しくは閉店に伴う原状復旧又は自動販売機の設置若しくは撤去に要する期間を含むものとする。

※配置図、庁舎棟 1 階平面図及び食堂周辺図は、別添参考資料を参照のこと。

2 食堂

(1) 営業時間

営業時間は、休日を除いて、少なくとも午前 1 1 時 0 0 分から午後 2 時 0 0 分までは営業を行うこと。それ以外の時間については提案を踏まえて協議する。

(2) 食堂の設備、什器備品等

厨房設備、テーブルや椅子等の主要備品は本市で用意する（市民開放スペース内に 5 0 席程度の座席を設置。厨房機器については別添参考資料中「厨房機器リスト表」を参照）。ただし、厨房内で使用する調理器具や食器類については

運営事業者（以下「事業者」という。）の負担とする。

(3) 電話設置費用

外線電話を設置する場合は本市と協議すること。また、外線電話の工事費用、通信機器等は事業者が負担すること。内線専用電話については、本市が設置する。

(4) 提供商品及び提供価格

提供メニュー及び提供価格は、「7 要求事項」を満たすことを前提に常識的な範囲で事業者が決定できる。

(5) 張り紙、看板等の表示

原則として認めないが、表示箇所・看板等の色彩及び数量等について、本市と協議のうえ、庁舎敷地内の他の施設との一体性を保つと認められる場合のみ許可する。

(6) 廃棄物の回収・処理

廃棄物の回収・処理については、事業者の負担により責任をもって行うこと。

(7) 食材等の搬入・搬出

食材等の搬入・搬出の時間及び経路については、本市の指示に従うこと。

(8) 使用上の制限

使用物件は、善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。また事業者は、使用物件を食堂の営業以外の用途に供してはならない。

3 自動販売機設置条件等

(1) 本体

飲料自動販売機又は食品自動販売機とする。自動販売機のデザインは、公序良俗に反しないものとし、著しく華美なもの等でないものとする。

(2) ユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインの自動販売機を適宜設置すること。

(3) ノンフロン対策

ノンフロン対応機とすること。

(4) 耐震対策（転倒防止対策）

自動販売機の設置に当たっては、「自動販売機の据付基準」（J I S 基準）や「自動販売機の屋内据付基準」（業界自主基準）等を遵守し、転倒防止措置等の安全確保を十二分に行うこと。その際、できる限り建物の躯体に負担がかからない方法で設置すること。

(5) 騒音対策

自動販売機については、運転音や飲料の落下音等がうるさくならないよう、

騒音対策をとった機器とすること。

(6) 提供商品及び提供価格

提供商品及び提供価格は、「7 要求事項」を満たすことを前提に常識的な範囲で事業者が決定できる。

(7) 空容器回収箱

事業者は、飲料の空容器回収箱を設置し、その責任で適切に回収・処分を行うこと。

(8) ペットボトルキャップ回収箱

事業者は、ペットボトルキャップ回収箱を設置し、その責任で適切に回収すること。

(9) 販売商品等の搬入・搬出

販売商品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、本市の指示に従うこと。

4 共通事項

(1) 営業に伴う関係法令上の手続

営業に伴い関係法令上必要となる諸官庁への申請・届出等については、すべて事業者負担において行うこと。

(2) 営業報告

事業者は、毎月の収支、年間決算状況を書面で報告すること。

(3) 衛生管理

事業者は、厨房諸室、市民開放スペース及び自動販売機周辺の衛生管理について、関係法令等を遵守し、衛生管理に十分注意を払うとともに、これらにおいて発生した問題等については、直ちに市に報告の上、すべて事業者の負担と責任において対処すること。

また、生産物賠償責任保険及びこれらに類する保険に加入し、契約書の写しを市に提出すること。なお、従業員の検便等については、事業者の責任において適宜実施し、従業員の健康管理に努めること。

(4) ごみ処理等

ごみや残飯等の処理についてはできる限り資源化して、減量化に努めること。

(5) 喫煙の禁止

食堂を含む敷地内は禁煙とする。

(6) 清掃

厨房諸室の日常・定期清掃や害虫駆除及び市民開放スペース等の日常清掃や害虫駆除は事業者の負担で行うこと。また、自動販売機の周辺においてゴミ・

汚れ等がある場合は、清掃作業等を即時に実施すること。

(7) 第三者の使用禁止

事業者は、契約締結部分について第三者へ譲渡及び転貸しないこと。

(8) 契約の解除又は変更

市は、次のいずれかに該当するときは、契約の全部若しくは一部を解除、又は変更することができる。この場合において、事業者に損害又は損失が生じても、市は、その賠償又は補償の責めを負わない。

① 市が使用物件を必要とするとき。

② 事業者が使用料の未納等、定期建物賃貸借契約及び庁舎等管理規則の各条項に違反したとき。

③ 応募資格の詐称その他不正な手段により契約を締結したとき。

④ 市の許可なく休業したとき。

⑤ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条に規定された許可の取消又は営業の禁停止を受けたとき。

(9) 原状回復及び返還

貸付期間が解除されたとき又は貸付期間が満了したときは、事業者の負担で原状回復を行うこと。ただし、本市と協議を行い、特に承認した場合はこの限りではない。

(10) 損害賠償

事業者の責に帰すべき事由により、本市又は第三者に損害を与えた場合には、すべて事業者の負担と責任において賠償すること。

(11) 法令等の遵守

本件の使用に当たっては、関係法令及び規程を遵守すること。

(12) その他

この仕様書に定めるもののほか、営業に際し必要な事項が生じた場合は、本市と協議すること。

5 使用料

(1) 使用料については、食堂及び自動販売機の売上実績額（消費税及び地方消費税込）に提案した一定の率を乗じて得た額とする。

(2) 使用料は、毎月本市が指定した期日までに前月売上げを報告し、別途発行する納入通知書により、納入期限までに納入しなければならない。

(3) 使用料については、見直しにより変動する場合がある。また、契約締結の日までに関係法令等の制定又は改正が行われた場合は、別途協議するものとする。

6 経費の負担

- (1) 使用物件の維持保存のため通常必要とする経費のほか、清掃、防虫防鼠、消毒等の衛生管理、ごみ処理に係る経費等、営業に係るすべての経費は事業者の負担とする。
- (2) 光熱水費については、使用実績により別に負担すること。
 - ① 食堂の光熱水費については、使用料に含むものとする。ただし、ガスの使用を希望する場合は本市と協議することとし、費用は事業者の負担とする。
 - ② 自動販売機には個別メーターを設置し、光熱水費は事業者の負担とする。
- (3) 自動販売機の設置費用・撤去費用や維持費用は、事業者の負担とする。
- (4) 使用料等の振込手数料が必要な場合は、事業者の負担とする。

7 要求事項

- (1) 食堂
 - ① メニューの内容や価格については、利用者の利便性とサービス向上を前提に事業者が決定できる。
 - ② 食事について豊富なメニュー内容の企画、提案を常に行うこと。また、射水市産食材を使用したメニューの提供に努めること。
 - ③ セルフサービス方式での対応を可能とし、できるだけ安価で利用しやすい価格設定とすること。
 - ④ 食堂でのアルコール類の提供については認めない。
- (2) 自動販売機
 - ① 自動販売機での販売商品は、缶・ペットボトル・紙パック飲料（アルコール類は不可）を基本として事業者の提案とするが、食品（軽食、菓子類）の販売提供にも努めること。ただし、水道管給水タイプの自動販売機は不可とする。
 - ② 自動販売機で発売される飲料等については、多くの種類のメーカーや飲料を準備・販売するよう努めること。
 - ③ 1階市民開放スペース横に設置する自動販売機において、射水市水道事業で製造販売する「いいみず いみず」を販売すること。
 - ④ 自動販売機で販売する商品の管理に万全を期すこと。特に不良品（賞味期限切れ等）は厳しく管理すること。また、品切れが生じないようにすること。
 - ⑤ 自動販売機の設置検討について、適切な支援を行うこと。
 - ⑥ 使用済み容器の回収ボックス等を設置し、自動販売機周辺の美化に留意すること。また、使用済み容器の回収は事業者の責任において適切な頻度で行

うこと。

⑦ 自動販売機の故障、つり銭不足等に迅速に対応を行い、関連する苦情には事業者の責任において対応すること。

⑧ 自動販売機を交換する場合は、本市と協議を行うこと。

(3) 共通事項

① 各種設備や機器のメンテナンスや維持管理を適切に行うこと。また自動販売機内商品の補充や回収等も適切な頻度で行うこと。

② 夜間・休日等の時間外においても連絡可能な体制を構築すること。